

別冊3

三重県自転車活用推進計画改定版

令和 6 年度～令和 10 年度

(中間案)

令和 5 (2023) 年 12 月

三 重 県

目 次

1. はじめに	1
(1) 計画改定の背景	1
(2) 計画期間	2
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画の推進体制	2
2. 現状と課題	3
(1) 自転車を活用した地域の魅力づくり	3
(2) サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり	5
(3) 自転車を安全に安心して利用できる環境整備	6
3. 計画の目的と目標	11
4. 計画の施策と具体的な取組	12
目標 1　自転車を活用した地域の魅力づくり	12
目標 2　サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり	14
目標 3　自転車を安全に安心して利用できる環境整備	17

1. はじめに

(1) 計画改定の背景

自転車は、幅広い世代から、通勤・通学、買い物やレジャー等さまざまな目的で利用されており、多種多様な活用方法が検討されている乗り物です。

平成 29 年 5 月に、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（以下「法」という。）が施行されました。

法では、国が自転車活用推進計画の策定を行うほか、都道府県は、国の自転車活用推進計画を勘案して、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた地方版自転車活用推進計画の策定に努めるよう位置づけられています。

この内容を受けて、国では、平成 30 年 6 月に自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、自転車活用推進計画を閣議決定しました。

また、これを踏まえて県においても、自転車の活用推進を図るため、令和 2 年 3 月に「県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくり」を目的とした、三重県自転車活用推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、「①自転車を活用した地域の観光魅力づくり」「②サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり」「③自転車を安全に安心して利用できるまちづくり」を 3 つの目標に掲げ、この目標に関する取組を総合的かつ横断的に推進してきました。

このような中、県では令和 3 年 3 月に三重県交通安全条例を制定し、自転車損害賠償責任保険等への加入等の義務化を図りました。また、国においては、近年の社会情勢の変化等をふまえて、令和 3 年 5 月に第 2 次自転車活用推進計画を閣議決定するほか、令和 5 年 4 月には、道路交通法を改正し、自転車乗車時のヘルメットの着用の努力義務化を行いました。

県では、本計画の計画期間が令和 6 年 3 月末で終了することから、計画で掲げた目的や 3 つの目標を踏襲しつつ、國の第 2 次自転車活用推進計画や環境変化等をふまえて、計画を改定します。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、法第10条に基づき、国の自転車活用推進計画の内容をふまえて策定するものであり、「みえ元気プラン」をふまえた自転車活用推進の具体的な施策を定めるものです。

(4) 計画の推進体制

本計画の目標の実現に向け、県関係部局が一体となり、市町をはじめとする関係機関と連携して、施策の推進を図ります。

また、「三重県自転車活用推進協議会¹」において定期的に意見交換や毎年度の成果の検証を行います。

¹ 三重県自転車活用推進協議会：県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくりをめざして策定した三重県自転車活用推進計画の施策を関係者と連携を図りながら効果的に推進するため、交通政策課長を座長として各関係課長及び志摩市を構成員として設置した協議会。

2. 現状と課題

本県における自転車をとりまく現状と課題について、計画の目標として掲げる「自転車を活用した地域の魅力づくり」、「サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり」、「自転車を安全に安心して利用できる環境整備」の3つの観点から整理しました。

(1) 自転車を活用した地域の魅力づくり

三重県を訪れる人の多くは、「自然・風景」を見てまわることを目的として挙げており、本県の強みである「自然・風景」を生かした新たな地域の魅力を生み出すために、サイクリツーリズムに代表される自転車の活用を行うことは、有効な取組であると考えられます。

千葉県銚子市から和歌山県和歌山市までを結ぶ太平洋岸自転車道は、自然や美しい景観を楽しめるサイクリングロードであり、平成30年度から、国、沿線県市からなる「太平洋岸自転車道推進協議会」が組織されるとともに、本県においても中部地方整備局を中心に「太平洋岸自転車道推進三重地区協議会」を設置し、走行環境や受入環境の整備などの取組を進めてきました。令和元年9月には、ナショナルサイクルルート制度²が創設され令和3年5月31日に延長1,487km（内三重県内延長300km）がナショナルサイクルルートに指定されました。国は第2次自転車活用推進計画において、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて、ナショナルサイクルルート制度を活用しながら国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図るものとしており、県においても、一層の整備と活用に取り組む必要があります。

また、平成30年9月には、自転車やトレッキングなどの手段で、豊かな自然等を体感しながら旅を楽しむ「ジャパンエコトラック³」に、県南部のサイクリングルートを公式ルートに含む「伊勢熊野」エリアが登録されました。

² ナショナルサイクルルート制度：自転車活用推進法に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクリツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために、一定の評価基準を満たすルートを対象として「ナショナルサイクルルート」に指定する制度のこと。

³ ジャパンエコトラック：トレッキング・カヤック・自転車といった人力による移動手段で、日本各地の豊かで多様な自然を体感し、地域の歴史や文化、人々との交流を楽しみながら旅をする新しい旅のスタイルのこと。（引用：JAPAN ECO TRACK 公式サイト）

現在、県および関係市町からなる「三重県ジャパンエコトラック推進協議会⁴」がジャパンエコトラックにかかる地域の受け入れ体制の充実等に取り組んでいます。

さらに、国立公園の美しい自然を生かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準のナショナルパークへと改革していく国立公園満喫プロジェクト⁵の先導的モデルに、伊勢志摩国立公園が選定されています。来訪者は国立公園の自然を楽しむため、二次交通の手段やエコツーリズムに自転車を活用していることから、伊勢志摩国立公園地域協議会や市町等と連携し、公衆トイレの新設、施設の修繕を行うなど、快適な利用環境の整備に取り組んでいます。

市町においても、ツアーオブ・ジャパンコース（いなべ市）や太陽の道コース（志摩市）などのサイクリングコースの整備活用が図られています。

加えて、来訪者等の重要な移動手段となる公共交通機関における自転車の活用として、県内の鉄道において、サイクルトレイン⁶の取組が行われており、日常的な利用のほか、各種イベント等でも利用されています。

このほか、シェアサイクルなど新たな自転車の活用方法を検討していくことも必要と考えられます。

これらの資源を生かした地域づくりを行うことから、引き続き自転車利用者の受入環境整備や積極的な情報発信等を行っていく必要があります。

⁴ 三重県ジャパンエコトラック推進協議会：本県の自然及び自然体験の認知度向上、交流人口の拡大等を図ることを目的とし、三重県農山漁村づくり課長及び松阪市、大台町、紀北町、熊野市、紀宝町の各関係課長を構成員として設置した協議会。（引用：三重県ジャパンエコトラック推進協議会規約）

⁵ 国立公園満喫プロジェクト：平成28年3月に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、環境省が日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化することを目標に実施するプロジェクトのこと。

⁶ サイクルトレイン：自転車を解体せず鉄道車両内に持ち込めるサービスのこと。県内鉄道では、養老鉄道養老線、三岐鉄道三岐線、伊賀鉄道伊賀線、四日市あすなろう鉄道八王子線、近畿日本鉄道山田線及び鳥羽線、志摩線で実施されている。また、令和5年12月3日に東海旅客鉄道株式会社（JR東海）が「紀南シーサイドヴェロフェスタ」の開催に合わせて有井駅（熊野市）から鵜殿駅（紀宝町）間にてサイクルトレインの臨時運行を実施した。

(2) サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり

三重の健康づくり基本計画では、健康寿命の延伸が目標の一つとなっており、健康寿命に大きく関わる生活習慣病の予防のために、運動習慣の定着等の取組が必要と考えられています。

また、本県における県民の運動習慣について、令和4年度の成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率は52.7%と、ここ数年横ばいとなっています。

一方、本県では、「ツアーオブジャパンいなべステージ⁷」や「TOUR de 熊野⁸」のような国際的な自転車レースをはじめ、「全国ジュニア自転車競技大会⁹」等の自転車レースが開催されており、サイクルスポーツに親しむことができる環境にあります。

さらに、令和5年3月に策定した第3次三重県スポーツ推進計画では、階段利用や自転車利用をはじめ、日常における軽微な行動も運動になることを改めて整理したところです。

これらのことから、習慣的に運動・スポーツに取り組む意識の向上を図るとともに、健康づくりや運動・スポーツ等における自転車の活用¹⁰を検討していく必要があります。

成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施率	50.5%	50.4%	50.5%	52.7%

備考：1週間に1回以上、運動・スポーツ（ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレー、ボーラー等）を実施している県民（成人）の割合

※令和元年度～令和3年度：みえ県民意識調査による

※令和4年度：e-モニター調査による

出典：第3次三重県スポーツ推進計画より作成

⁷ ツアーオブジャパンいなべステージ：三重県いなべ市で開催される国際自転車競技連合公認の自転車レースのこと。

⁸ TOUR de 熊野：三重県熊野市・御浜町、和歌山県新宮市・太地町で開催される国際自転車競技連合公認の自転車レースのこと。

⁹ 全国ジュニア自転車競技大会：三重県四日市市で開催されるジュニア世代を対象とした自転車レースのこと。

¹⁰ 自転車の活用：「自転車通勤導入に関する手引き」（作成：自転車活用推進官民連携協議会）では、自転車による運動は、脂肪燃焼や体力向上に効果的な運動強度を維持しやすく、脚部や体幹部の筋肉を使うことにより筋力の維持・増強に役立つことなどが示されています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっていた自転車イベントが再開されていることから、一層の情報発信に努めるとともに、さまざまな機会を捉えて自転車の活用に関する周知を行うことで、県民の皆さんのお自転車への関心を高める必要があります。

(3) 自転車を安全に安心して利用できる環境整備

本県における自転車通行空間の整備状況については、令和4年4月1日時点での、県管理道路3,449kmのうち319.9kmの整備を行っています。

県管理自転車道一覧 令和5年4月1日時点

路線名	実延長(km)	
磯部大王自転車道	13.0	自転車専用道路
松阪伊勢自転車道	6.7	自転車専用道路
太平洋岸自転車道	300.2	車道混在
合計	319.9	

また、自転車の利用状況については、令和2年の国勢調査によると、15歳以上の自宅外就業者・通学者のうち、通学・通勤に自転車を利用している人の割合が約9.5%となっており、全国の約14.2%と比べ低い状況になっています。
(利用交通手段が「不詳」の人を分母に含む。)

通学・通勤等における自転車利用率を向上させるために、各市町や学校・企業の実情に応じて、学生に対する利用促進のほか、企業等に対する自転車通勤の推奨等を行っていく必要があります。

令和5年7月に実施したe-モニターアンケート¹¹において、自転車の利用頻度について質問をしたところ、「ごくたまに・不定期（に利用する）」、「普段自転車を利用しない」と回答した人の割合が1,000人中763人と約76%を占め、同年9月から10月に実施したキッズ・モニターアンケート¹²においても、「ほとんど使っていない」と回答した人が146人中43人と約30%を占め、自転車をあまり利用しない人の割合が高い結果となりました。

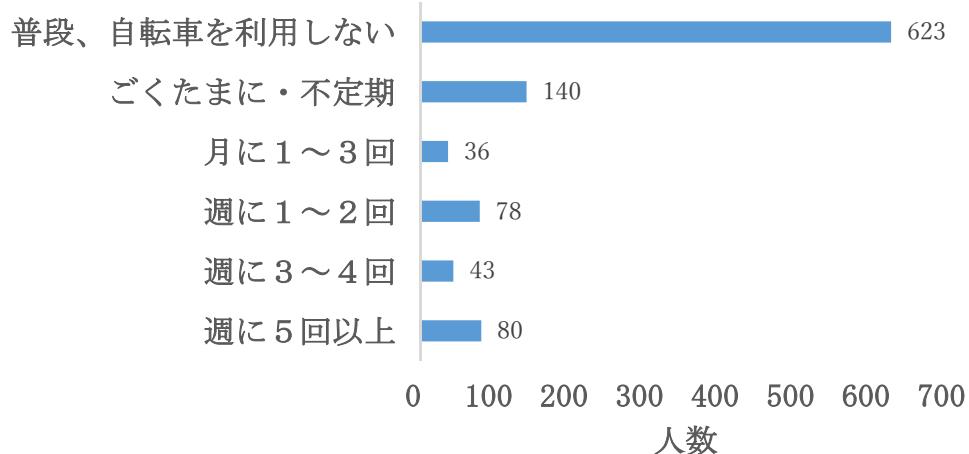
¹¹ e-モニターアンケート：三重県が各種の行政課題について、あらかじめ登録した18歳以上の県民の方を対象に行う、電子アンケートシステムのこと。

¹² キッズ・モニターアンケート：三重県子ども条例に基づき、県のさまざまな施策について、あらかじめ登録した小学4年生から18歳（高校3年生）までの子どもたちの意見を集めるために実施するインターネットを使った電子アンケートのこと。

さらに、e-モニターアンケートで、自転車を利用する人が、これまで以上に快適に自転車に乗れるようにするために必要なものについて質問したところ、「自転車専用道路の整備」、「駐輪場の充実整備」という回答が上位を占める結果となっており、自転車利用環境の整備が課題となっています。

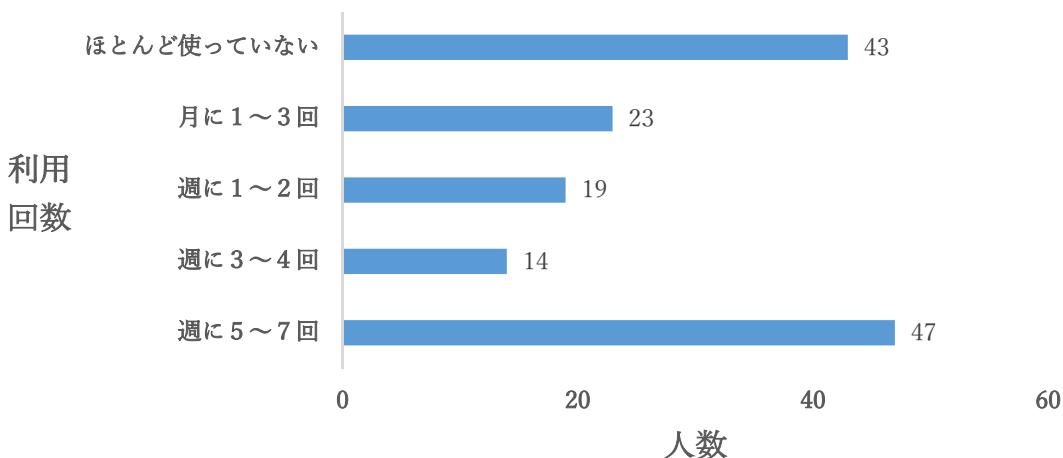
e-モニターアンケート（令和5年7月調査）

あなたは、自転車をどれくらいの頻度で利用していますか。
あてはまるものを1つ選んでください。
(回答総数1,000人)



キッズモニターアンケート（令和5年9月から10月調査）

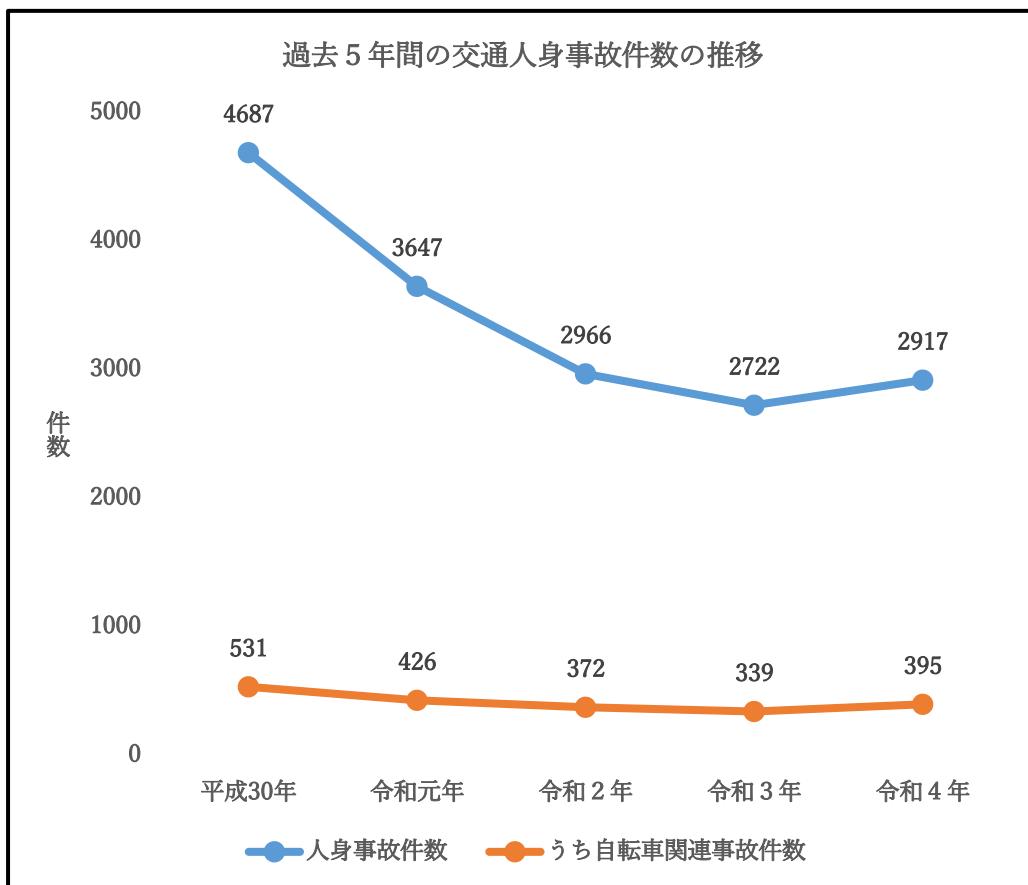
あなたは、自転車をどれくらい使っていますか。
【1つえらぶ】 (回答総数146人)



本県の自転車関連人身事故件数は年々減少傾向にあるものの、自転車関連死亡事故件数は、平成30年から令和4年の5年間で年平均約9件にのぼります。

令和4年における自転車関連人身事故の状況については、安全不確認、動静不注視など、自転車利用者側にもなんらかの法令違反が全体の約76%に認められました。

交通人身事故件数



引用：三重県警察本部提供データ

自転車関連死亡事故件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	14	6	9	10	8

出典：三重県警察本部提供データ

令和4年法令違反別自転車関連人身事故件数

法令違反種別	件数	割合
安全不確認	86	21.6%
交差点安全進行違反	65	16.3%
動静不注視	60	15.0%
指定場所一時不停止等	37	9.3%
徐行場所違反	10	2.5%
前方不注意	9	2.3%
優先通行妨害等	9	2.3%
ハンドル・ブレーキ操作不適	5	1.3%
信号無視	4	1.0%
通行区分違反	4	1.0%
その他	14	3.5%
違反なし	96	24.1%
計	399	100.0%

備考：自転車同士の事故4件を重複計上

出典：三重県警察本部資料

このため、自転車関連人身事故の減少に向けて、自転車利用者に対する交通ルールの周知や自転車点検整備等の重要性などを周知していくとともに、自転車利用者が加害者となる高額賠償事故の可能性もあることから、被害者救済、加害者の経済的負担軽減のため、三重県交通安全条例において、自転車運転者等を対象に自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化しており、より一層加入促進に向けた取組が必要です。また、令和5年4月に施行された改正道路交通法により、年齢問わず、全ての自転車利用者を対象にヘルメットの着用が努力義務化されました。県内のヘルメット着用率¹³は26.5%（全国平均13.5%）となっており、自転車関連人身事故の減少を図るために、ヘルメットの着用を含めた自転車の安全利用について、より一層の周知・啓発を行う必要があります。

¹³ 県内のヘルメット着用率：(引用) 警察庁「自転車乗車用ヘルメット着用率調査（都道府県別の自転車のヘルメット着用率 令和5年7月実施）」

さらに、自転車の交通ルールの周知等の安全教育を推進することにより、車道を走る自転車と自動車がともに安全に安心して走行できる環境づくりに取り組む必要があります。

加えて、国においては、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関する課題や有用性について検討を進めており、本県においても同様の検討を行っていく必要があります。

県内市町では、安全で快適な自転車通行空間の整備を目的とする「自転車ネットワーク計画¹⁴」について、令和5年4月1日時点で、県内4市町（津市、四日市市、紀宝町、大台町）¹⁵が策定しています。また、伊勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町）及び東紀州地域（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）がそれぞれ共同して、令和5年度中に自転車活用推進計画の策定を予定しており、県として市町の取組を支援するとともに、自転車の活用推進に向けて、連携して取組を行っていくことが重要です。

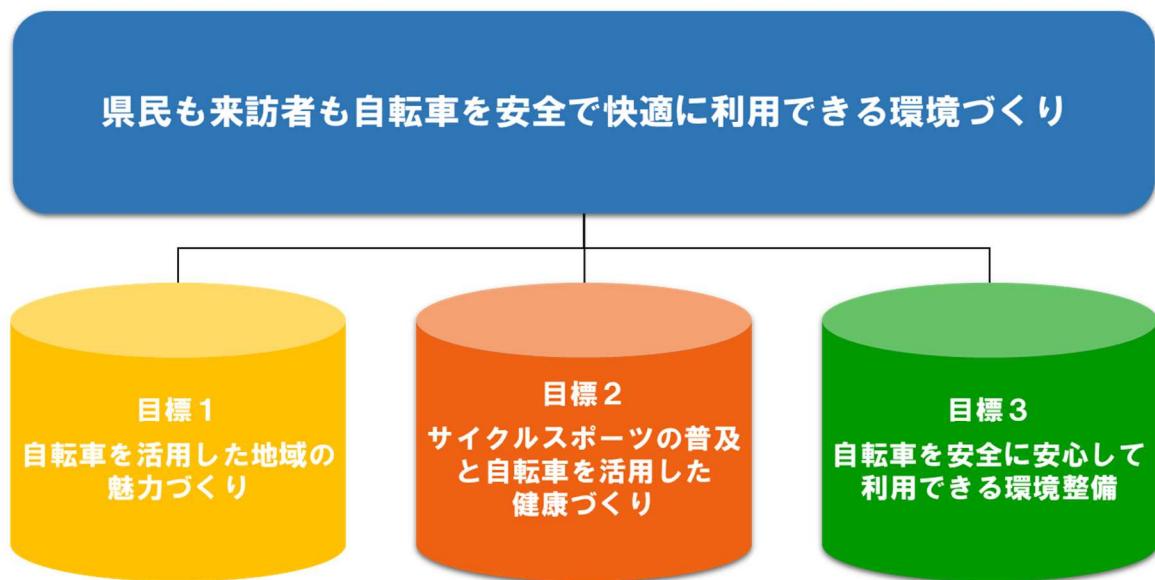
¹⁴ 自転車ネットワーク計画：安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画のこと。

¹⁵ 県内4市町（津市、四日市市、紀宝町、大台町）：津市における自転車ネットワーク計画、四日市市における自転車ネットワーク計画、紀宝町自転車ネットワーク計画、大台町自転車ネットワーク計画。

3. 計画の目的と目標

このような課題に対応するため、本計画の目的である「県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくり」をふまえ3つの目標を実現するために、実施すべき施策を定めます。また、これらの施策を着実に推進するため、計画期間中に実施する具体的な取組を定めます。

さらに、本計画では、3つの目標に関するKPI（重要業績評価指標）を設定し、これらを用いて、計画の進捗を確認・評価していきます。



4. 計画の施策と具体的な取組

目標1 自転車を活用した地域の魅力づくり

来訪者の自転車活用を促進するためには、サイクリングロードの整備のほか、周遊ルートの設定など気軽に自転車を利用することができる環境整備が重要となります。

このため、自転車利用者の受入環境の整備のほか、公共交通機関との連携によるサイクルトレインの利用促進など、自転車を活用した地域の魅力づくりを行います。

施策1 太平洋岸自転車道等の魅力的なサイクリング環境の創出

ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道をはじめ、ジャパンエコトラック「伊勢熊野」エリアや伊勢志摩国立公園において、サイクリスト受入環境の整備等を地域と連携して取り組みます。

【具体的な取組】

① 太平洋岸自転車道への観光誘客のため、ルートの自転車通行空間、受入環境等の向上を図るとともに、情報発信等を強化します。 【県土整備部】

② ジャパンエコトラックの公式エリアに登録された「伊勢熊野」エリアは、熊野古道や熊野灘などの三重の自然をトレッキング、カヌー、自転車で満喫できるエリアとなっていることからルート上の市町に対し三重県ジャパンエコトラック推進協議会への継続加入を依頼するとともに、関係市町の魅力発信のため、ルートを活用したイベントに取り組みます。 【農林水産部】

③ 伊勢志摩国立公園を世界水準のナショナルパークとする取組の一環として、伊勢志摩国立公園地域協議会や市町等と連携し、自転車を活用して自然を満喫できるような環境の整備に取り組みます。 【農林水産部】

施策2　自転車を活用した地域における移動手段確保

移動手段の確保に向けたシェアサイクルの導入など市町の取組を促進します。

【具体的な取組】

- ① 二次交通の確保・充実に向けてシェアサイクル等を導入する市町の取組を促進するため、国制度の動向や他地域の事例の横展開などを図ります。

【地域連携・交通部、県土整備部】

施策3　公共交通機関との連携による自転車活用の促進

県内におけるサイクルトレインの実施状況について、情報の周知を図るとともに、サイクルトレインやサイクルバスの運行拡大などについて、各交通事業者に検討を促します。

【具体的な取組】

- ① 県内の鉄道事業者におけるサイクルトレインの実施状況について、イベント等の機会を利用して周知を図ります。 **【地域連携・交通部】**

- ② 鉄道やバス事業者に対して、自転車を車両や車内に持ち込むことができるサイクルトレインやサイクルバスの実施について検討を促すとともに、導入に向けた実証運行等の取組を支援します。 **【地域連携・交通部】**

KPI（重要業績評価指標）

目標1　自転車を活用した地域の魅力づくり

指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
レンタサイクルまたはシェアサイクルを導入している市町数	15市町	
サイクルトレインの利用者数	3,810名	

目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり

日常の生活における自転車活用を促進するためには、気軽に体を動かすことを通じた運動や、健康づくりのための継続的な運動において、自転車を利用することが効果的と考えられます。

このため自転車を含む運動・スポーツの普及促進を図るとともに、「三重とこわか健康マイレージ事業¹⁶」の推進等により自転車を活用した健康づくりをめざします。

施策1 自転車を含む運動・スポーツの普及促進・啓発活動

スポーツ推進イベント等を通じて、サイクルスポーツを含むスポーツの普及促進に取り組みます。

【具体的な取組】

- ① 9、10月の「みえのスポーツ推進月間」を中心に、自転車利用などの日常的な運動習慣の定着や、サイクルスポーツをはじめとするスポーツの普及促進に取り組みます。 【スポーツ推進局】

施策2 将来の県の競技スポーツを担うアスリートの発掘・育成

トップアスリートの発掘・育成に向けた取組の推進により、競技人口の拡大や競技力の向上を図ります。

【具体的な取組】

- ① トップアスリートの発掘・育成に向け、MIEスーパー☆（スター）プロジェクト等の取組を推進することにより、競技人口の拡大や競技力の向上を図ります。 【スポーツ推進局】

¹⁶ 三重とこわか健康マイレージ事業：県民の皆さんのがん検診の受診など市町の定めた健康づくり取組メニューへ参加することにより、ポイントを獲得し、一定のポイントを獲得した方に市町から「三重とこわか健康応援カード」が交付され、「マイレージ特典協力店」で提示することにより、さまざまな特典を受けることができる事業のこと。

施策3　自転車を活用した健康づくりの周知啓発

健康づくりの取組に関する啓発を行うとともに、自転車を含む日々の運動の実施やスポーツイベント等への参加が進むよう、市町や事業所等の関係団体と連携して実施します。

【具体的な取組】

- ① 各種イベントにおいて、自転車を含む健康づくりの取組に関するパンフレット類を配布し、県民の健康づくりに関する啓発を行います。【医療保健部】
- ② 自転車を含む日々の運動やスポーツイベント、地域活動への参加、各種健診検査の受診等、県民が行う健康づくりの活動に対して市町等がポイントを付与し、ポイントと交換した三重とこわか健康応援カードを特典協力店で提示することで特典が得られる「三重とこわか健康マイレージ事業」を市町や事業所等の関係団体と連携して実施し、地域全体で健康づくりに取り組みます。【医療保健部】
- ③ 自転車活用推進官民連携協議会が作成した「自転車通勤導入に関する手引き」について、健康づくり等の観点から、商工団体等を通じて企業等へ周知を行うとともに自転車通勤などへの転換を推進します。
【地域連携・交通部、環境生活部】

施策4　関係機関と連携した自転車活用に関する情報発信

市町や団体等と連携し、自転車に関するさまざまなイベントやサイクリングルートなどについて、効果的に情報発信を行います。

【具体的な取組】

- ① 自転車関連イベントだけではなく、観光振興や地球温暖化対策、健康づくりなど、さまざまなイベントや取組を通して、自転車の活用に関する情報を効果的に発信します。
【地域連携・交通部、観光部等】

KPI（重要業績評価指標）

目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり

指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
サイクルスポーツの普及促進に取り組む回数	毎年1回	
継続的な自転車関連イベント数	(調査中)	

目標3 自転車を安全に安心して利用できる環境整備

自転車の安全な利用を図るために、自転車通行空間の整備のほか交通安全の取組推進等の環境整備が極めて重要となります。

このため、自転車通行空間の整備を行うとともに、自転車利用者に対する交通安全教育を行い、歩行者に配慮した自転車利用を推進します。

また、自転車交通ルールの周知等を行うことにより、歩行者、自転車、自動車が互いに尊重しあい、誰もが自転車を安全に安心して利用できるまちづくりをめざします。

さらに、令和5年4月から全年齢が努力義務となったヘルメット着用を含めた自転車の安全利用の促進を図ります。

施策1 自転車の安全利用に向けた通行空間の整備

市町に対して、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、安全な通行空間の環境づくりを行います。

【具体的な取組】

① 県内市町における自転車活用の推進を図るため、三重県自転車活用推進協議会や太平洋岸自転車道利活用推進三重地区協議会¹⁷で検討を行っていきます。 【地域連携・交通部、県土整備部】

② 市町に対して、自転車活用推進計画に関する情報提供等を行うことにより、自転車活用推進計画の策定を支援します。 【地域連携・交通部】

③ 太平洋岸自転車道への観光誘客のため、ルートの自転車通行空間、受入環境等の向上を図るとともに、情報発信等を強化します。【再掲】【県土整備部】

¹⁷ 太平洋岸自転車道利活用推進三重地区協議会：ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道の利活用による沿線地域の地域振興を推進するため、具体的な整備内容や継続的な維持管理等を検討すること等を目的に県土整備部道路管理課長を会長として国土交通省関係各課及び三重県庁関係各課、熊野市、民間企業、団体等を構成員として設置した協議会（引用：太平洋岸自転車道利活用推進三重地区協議会規約）

④ 市町が行う駅周辺等のまちづくりにおいて、駐輪場の整備に係る国の支援制度を情報提供します。 【国土整備部】

⑤ 自転車通行空間の整備を推進します。また、普通自転車専用通行帯の整備に向け、整備可能な場所についての検討を行い、道路管理者に働き掛けます。 【警察本部】

⑥ 歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図るべく、道路管理者による狭さくやハンプ等の物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30 プラス¹⁸」の整備を推進します。 【警察本部】

⑦ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努めます。 【警察本部】

⑧ 利用率の低いパーキング・メーター等の撤去などにより自転車通行空間の整備を推進します。 【警察本部】

⑨ 自転車通行の安全性向上させるため、交通実態等を踏まえた交通規制の見直しを推進していくほか、自転車専用通行帯等における対策を検討していきます。 【警察本部】

¹⁸ 「ゾーン30 プラス」：生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進のため、最高速度30km/hの区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施し、ハンプやスマーズ横断歩道などの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図っているもの。（引用：警察庁Webサイト（生活道路におけるゾーン対策「ゾーン30」「ゾーン30 プラス」の概要））

施策2　自転車利用者に対する安全利用の啓発活動

自転車利用者や車のドライバーに対する交通ルール等の周知啓発を行います。

また、令和5年4月から全年齢が努力義務化されたヘルメットの着用を含めた自転車の安全利用に関する広報啓発活動を展開します。

【具体的な取組】

- ① 違法駐車の取締りに係る「駐車監視員活動ガイドライン」は、地域住民の意見・要望をふまえて年に1回以上見直しし、確認標章取付け場所等をホームページ上に公表します。また、ガイドラインで定めた地域・路線・時間帯を重点に違法駐車取締りを行い、特に歩行者・自転車の通行を妨害する悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐車について取締りを積極的に推進します。

【警察本部】

- ② 自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等をふまえて各警察署において自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な自転車運転者に対して検挙措置を講じます。

【警察本部】

- ③ 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の迅速かつ着実な運用を図ります。また、小学校、中学校、高校の交通安全教室や各種街頭活動を通じて広報啓発を行います。 **【警察本部】**

- ④ 自転車に関する交通ルールを周知徹底するとともに、イヤホンや携帯電話等の違反をする自転車利用者に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な自転車運転者に対しては検挙措置を講じます。 **【警察本部】**

- ⑤ ヘルメット着用の効果等を周知する交通安全教室や広報啓発活動等を実施し、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用を促し、交通事故の被害の軽減を図ります。 **【警察本部】**

⑥ 高齢者の自転車事故を防止するため、自転車シミュレーターを活用した高齢者向けの交通安全教室や広報啓発活動等を実施します。また、「自転車利用五則¹⁹」を活用し、全ての年齢層に対し、自転車の交通ルールの周知を図ります。

【警察本部】

⑦ 通勤、通学途上の自転車利用者に対して、啓発チラシ等の配布による広報啓発活動を実施します。また、令和5年4月から全年齢が努力義務化されたヘルメットの着用を含めた自転車の安全利用に関する広報啓発活動を展開します。

【環境生活部】

⑧ 四季の交通安全運動の実施要綱に自転車利用上の注意点を記載し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。

【環境生活部】

⑨ 自転車損害賠償責任保険等の加入促進にかかる広報啓発を実施し、自転車運転者の安全意識の高揚を図ります。

【環境生活部】

¹⁹ 「自転車利用五則」：①車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先・②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認・③夜間はライトを点灯・④飲酒運転は禁止・⑤ヘルメットを着用（引用：警察庁 Web サイト）

施策3　自転車を含む交通安全教育を実践する指導者等の育成

実践的な交通安全教室が実施できるよう、交通安全教育を推進する教員等を対象とした効果的な指導方法の講習会を開催するほか、交通安全教育の実践方法や事例等を関係機関へ周知することで交通安全教育を実践する指導者等の育成を図ります。

【具体的な取組】

① 各学校が学校保健安全法第27条に基づいて学校安全計画を策定し、より実践的な交通安全教室が実施できるよう、各学校の交通安全教育を推進する教員を対象に、自転車運転時等の交通安全教育を効果的に指導する方法等についての講習会を毎年開催します。 **【教育委員会事務局】**

② 小中高校生の生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用を教育する立場の教職員等を対象とし、交通安全教育の実践方法や事例等を周知します。 **【警察本部】**

③ 自転車安全教育に携わる者を対象に、交通安全教育を実施し、地域における自転車教育指導者の養成を図ります。 **【環境生活部】**

④ 教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点もふまえた通学路等の安全点検を実施するよう、毎年各学校へ周知します。また、危機管理マニュアルの見直しを図ります。 **【教育委員会事務局】**

施策4　災害時における自転車の活用推進に向けた検討

災害時の住民の避難における自転車の活用に関して、県として課題や有用性について検討を行い、地域の実情に応じた対策を講じていきます。

【具体的な取組】

① 地域の特性や住民の状況をふまえながら、自転車の活用も含め、災害時に住民が適切な避難を行えるよう対策を講じていきます。 **【防災対策部】**

KPI（重要業績評価指標）

目標3 自転車を安全に安心して利用できる環境整備

指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
自転車通行空間整備率	—	
自転車関連人身事故件数 (令和4年)	395件	